

平成28年7月

保険薬局 開設者様

九州厚生局

施設基準の届出の確認について

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、施設基準を届け出ている保険薬局は、毎年7月1日現在で届出書の記載事項について報告することとされており、昨年度までは「保険薬局施設基準実施状況報告書」をご提出いただいたところですが、報告方法や報告書の構成等について見直しが行われ、今年度より別添1 「施設基準の届出の確認について（報告）」と、別添2 「施設基準ごとに定められている報告等について」に分割することとなりました。

つきましては、7月1日現在で貴薬局が届け出ている施設基準について、要件を満たしているか、下記の手順により貴薬局で自己点検を行い、要件を満たしていないものがある場合のみ別添1をご提出ください。また、通知により施設基準ごとに定められている報告等については、別添2の「総括表」及び「報告様式」にそれぞれ必要事項をご記入いただき、ご提出くださいますようお願いいたします。

なお、提出する書類については、別添2のフローチャートにてご確認ください。

記

施設基準の確認手順等について

（1）施設基準の要件の確認

- ① 7月1日現在で貴薬局が届け出ている施設基準について、要件を満たしているか貴薬局で自己点検してください。
- ② 貴薬局が届け出ている施設基準が不明の場合は、九州厚生局のホームページ（※1）をご参照ください。

（2）施設基準の要件を確認した結果

- ① 自己点検の結果、すべて要件を満たしている場合は、別添1の提出は不要です。
- ② 要件を満たしていないものがある場合は、別添1の「要件を満たしていない施設基準名」の欄に、当該施設基準名をご記入の上、施設基準の「辞退届」（※2）と一緒に提出してください。

（3）提出期限

ハガキでご案内している提出期限までにご提出ください。

九州厚生局ホームページ (<http://kousei.kyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>)

※1 届け出ている施設基準の確認

ホーム > (知りたい分野から探す) 保険医療機関、保険医等 > 保険医療機関・保険薬局の方へ > 保険医療機関・保険薬局の管内指定状況及び届出受理状況について
(届出受理医療機関名簿(全体版)をご確認ください。)

※2 辞退届のダウンロード

ホーム > (知りたい分野から探す) 保険医療機関、保険医等 > 保険医療機関・保険薬局の方へ > 平成28年度診療報酬改定に係る「施設基準の届出等」
なお、報告用紙については、次のルートからダウンロードできます。
ホーム > (知りたい分野から探す) 保険医療機関、保険医等 > 施設基準の届出状況等の報告(定例報告)

【お問い合わせ・提出先】

九州厚生局各県事務所(福岡県は指導監査課)

1. 施設基準の届出状況等の確認にあたって

(1) 施設基準の届出内容に変更がある場合は、届出が必要です。

施設基準の届出受理後に、届出内容と異なった事情が生じた場合には、遅滞なく届出を行う必要があります。

施設基準については各月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の1日から当該届出に係る診療（調剤）報酬を算定することとなります。また、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該月の1日から算定することとなります。

(2) 施設基準に該当しなくなった場合は、届出が必要です。

施設基準に該当しなくなった場合は、速やかに「辞退届」の提出をお願いします。

(3) 保険薬剤師の異動がある場合は、届出が必要です。

保険薬局に勤務する保険薬剤師について、①雇用、②退職、③常勤・非常勤の変更があった場合は、「届出事項変更（異動）届」の「保険医又は保険薬剤師」欄に必要事項を記載のうえ、速やかに提出をお願いします。

2. 報告書作成及び提出にあたって

(1) 様式は必ず平成28年度版を使用してください。

(2) 提出方法について

受付窓口や待合スペースが確保されておらず、また、駐車場の確保も困難なことから、郵送による提出について特段のご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

(3) ご不明な点につきましては、九州厚生局各県事務所（福岡県は指導監査課）までお問い合わせください。